

船舶事故調査報告書

平成31年1月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成30年7月15日 16時20分ごろ
発生場所	滋賀県大津市比良 ^{ひら} レークハウス水泳場東方沖（琵琶湖西部） 北比良会館四等三角点から真方位181°690m付近 （概位 北緯35°13.0′ 東経135°57.0′）
事故の概要	水上オートバイ ^{りゅう} 隆は、航行中、また、水上オートバイ ^{コスタ デ} Costa de Hira ^{ヒラ} は、トーイングボートをえい航して航行中、隆がトーイングボートから落水した搭乗者1人と接触し、搭乗者が負傷した。
事故調査の経過	平成30年7月26日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ 隆、0.1トン 260-48324 滋賀、個人所有 B 水上オートバイ Costa de Hira、0.1トン 253-30802 滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型 B 船長B、特殊小型 搭乗者B ₁
負傷者	重傷 1人（搭乗者B ₁ ）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過等	A船は、船長Aが1人で乗り組み、航行中、B船がえい航するトーイングボート（以下「本件浮体」という。）から落水した搭乗者B ₁ と接触した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、救命胴衣を着用した搭乗者B ₁ ほか1人が乗った本件浮体をえい航していた。 船長Bは、波で跳ねた本件浮体から搭乗者B ₁ が落水したことを認め、直後にA船が搭乗者B ₁ と接触したことを認めた。 搭乗者B ₁ は、頭蓋底骨折、右前頭部挫創等を負った。 本件浮体は、背もたれ付きの3人乗りであった。 搭乗者B ₁ は、本事故当時、本件浮体の左側の座面に尻を着け、両足を伸ばして座り、両手で座面に取り付けられた持ち手を持っていた。 搭乗者B ₁ は、本事故当日に初めてトーイングボートに乗った。
分析	A船は、大津市比良レークハウス水泳場東方沖を航行中、本件浮体から落水した搭乗者B ₁ と接触したものと考えられるが、船長Aから

	<p>情報を得ることができなかつたため、搭乗者B₁と接触した状況を明らかにすることはできなかつた。</p> <p>B船は、大津市比良レークハウス水泳場東方沖において、本件浮体をえい航中、船長Bが、本件浮体から搭乗者B₁が落水したことを認めた直後、A船が搭乗者B₁に接触し、搭乗者B₁が負傷したものと考えられるが、船長Bから十分な情報を得ることができなかつたため、B船の運航状況を明らかにすることはできなかつた。</p>
原因	<p>本事故は、大津市比良レークハウス水泳場東方沖において、A船が航行中、B船が本件浮体をえい航中、A船が本件浮体から落水した搭乗者B₁に接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、常時適切な周囲の見張りを行うこと。 ・水上オートバイの操縦者は、トーイングボートなどの被引浮体に接近せず、安全な距離を保つこと。 ・水上オートバイの操縦者は、浮体をえい航する際、浮体の見張り役を同乗させることが望ましい。